

令和2年11月13日

文化審議会のワーキングチームにおける「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する報告書」の公表について

本日、別添のとおり、文化審議会著作権分科会法制度小委員会の下に設置された「図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム」において、「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する報告書」がとりまとめられましたので、お知らせします。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等により、図書館資料へのインターネットを通じたアクセスに関するニーズが顕在化したことなどを受け、本年8月から、文化審議会著作権分科会法制度小委員会の下に設置された「図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム」において、著作権制度の改正等について検討が進められてきました。

直近のワーキングチーム（第5回：11月9日（月））においては、報告書（案）についての議論が行われ、修文等について座長一任となっていたところ、会議後における各委員の確認を経て、本日、別添のとおり、報告書がとりまとめられましたので、お知らせします。

報告書においては「国民の情報アクセスの充実」と「権利者・出版社の利益保護」とのバランスに配慮した、きめ細かな対応策が示されているところであり、文化庁では、これに基づき、引き続き関係者の御意見を丁寧に向いながら、出版市場への影響等に十分注意しつつ検討を深めてまいります。

（※）今後、法制度小委員会での議論、パブリックコメントを経て、文化審議会著作権分科会としての報告書を取りまとめ、速やかに、法整備等の対応を進めていく予定です。

（お問い合わせ）

文化庁著作権課長

岸本 織江

文化庁著作権課課長補佐

大野 雅史

電話：03-5253-4111（内線2843、2846）